

改善基準告示の見直しについて

- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた（※1）ところ。（※1）平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催（計9回）
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票（案）について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票（案）について
- ・ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論
（令和4年12月までに、改善基準告示改正）
- ・ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

実態調査検討会

・ハイヤー・タクシー
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
・トラック
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
・バス
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

実態調査の実施

・令和2年10月～12月頃まで

・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー・タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所（うち、一般路線200、高速80）、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人（うち、一般路線800、高速320）、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票（※2）、（※3）を送付する。
（※2）事業者調査票と自動車運転者調査票、（※3）バスについては、本社労務担当者へ調査票を送付
- ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載（※4）の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。（※4）同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を手交し、記載を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載（※5）し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。（※6）
（※5）同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能。（※6）ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施

